

都 市 公 園 内 施 設
広 告 事 業 者 募 集 要 項

令和6年8月
大 阪 市 建 設 局

〈 目 次 〉

	ページ
1 募集の趣旨・目的	1
2 対象公園	1
3 募集内容	1
4 使用料等	3
5 広告事業者が行う業務の範囲	4
6 広告の掲載内容及び審査基準	5
7 広告事業者として果たすべき責任	6
8 リスクへの対応	7
9 応募資格等	8
10 事前確認書の提出及び回答	10
11 許可申請関係	11
12 広告枠設置工事及び工事期間	12
13 公表	12
14 その他	13
15 担当	13

1 募集の趣旨・目的

建設局では、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、建設局が所管する都市公園内の公園施設を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり広告事業者を募集します。

応募にあたっては、この募集要項及び別添資料に記載された内容をよくお読みいただき、内容をご理解のうえ、お申込みください。

2 対象公園

本市所管の全ての都市公園（別紙「都市公園一覧（大阪市）」参照）

※指定管理者制度を導入している都市公園（大阪城公園、扇町公園、八幡屋公園、長居公園、鞆公園、鶴見緑地）及び天王寺公園（動物園を含む）を除きます。

3 募集内容

（1）広告表示場所

各都市公園内の各公園施設

※対象となる都市公園内の各公園施設への広告枠（広告物の表示枠）の設置及び広告物の表示を可能とするものですが、その施設種類等については、各事業者により予め現地において確認してください。

※都市公園の景観、構造等によっては、ご希望の公園施設に広告枠の設置及び広告物の表示ができない場合があります。表示等の可否については、後述の「事前確認書」により確認してください。確認の作業は先着順に行うこととさせていただきます。

※「公園施設」とは、ベンチ、四阿、トイレ、園路など、都市公園を構成する施設を意味します。

※都市公園内にあっても、本市他部局が所管する施設（南港中央野球場など）及び他の事業者へ既に管理等を許可している施設（売店・駐車場等）は除きます。「事前確認書」の提出（後述）を受け、除外施設であるか否かを各事業者あて回答します。

※独立した工作物を都市公園内に設置することはできません（既存の公園施設に添加する広告枠及び広告物のみ可）。

（2）事業の基本条件

広告枠及び広告物は、大阪市公園条例（昭和52年4月1日条例第29号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、許可申請を行い、「行為許可」を受けて表示等していただきます（広告枠を設置し、その枠内に広告物を表示する場合は、広告枠の設置面積を許可面積とします）。

また、申請に必要な図面等の書類については事業者において作成し、その費用負担をしていただきます。

なお、都市公園法（昭和31年4月20日法律第79条。以下「法」という。）のほか、条例、「広告物取扱要綱」（昭和60年4月1日制定。以下「要綱」という。別添）、その他関係法令

等を遵守していただきます。

(3) 表示（許可）期間

行為許可開始日から最大3年間

※許可については、上記期間内で毎年度更新とします。

(4) 広告枠及び広告物の規格及び表示

広告事業者において表示等していただく広告枠及び広告物については、**外部照明及び動画面仕様は不可**とします。（内照型は可。ただし、厚さは必要最小限とすること。また、配電盤の改良や電源の引き込み等に際しては、本市道路公園設備担当の指示に従うとともに、各種工事及び電気使用に係る費用についても事業者で負担すること）

また、広告枠及び広告物の規格等は要綱に規定の範囲内（ただし、アドバルーン、広報板類は募集の対象外）とし、広告枠を設置する場合は、強度のある素材により製作のうえ、落下防止に十分配慮したうえで取り付けていただきます。設置を希望する公園施設における、広告枠を設置した場合の強度等については、事業者により事前に調査のうえ、設置の可否にかかる事前確認書に資料を添付のうえ、本市あて提出してください。

なお、広告枠設置及び広告物表示は、公園利用者を対象としたものとし、公園内側（公園内）に向けて表示等してください。

(5) 規制業種又は事業者

① 次の各号のいずれかに該当する業種（以下「規制業種」という。）の広告掲載については、これを承認しません。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種

イ 消費者金融

ウ 商品先物取引に関するもの

エ たばこの製造又は販売業（電子たばこ含む）

オ ギャンブルにかかるもの

カ 法律の定めのない医業類似行為を行うもの

キ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引並びに訪問購入。ただし、通信販売に関しては、特定商取引法第30条に規定する「通信販売協会」に加盟している者等を除く。

ク 探偵事務所等の調査会社

ケ 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていない古物商・リサイクルショップ

コ 業界団体に加盟していない結婚相談所・交際紹介業

② 次の各号のいずれかに該当する事業者（広告主たる法人その他又は個人をいい、広告代理店等の代理人を経由する場合は、当該代理人も含む。以下同じ。）の広告掲載については、これを承認しません。

- ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中の事業者
- イ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
- エ 大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者
- オ いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体又は特殊結社団体、これに関連する事業者もしくは個人
- カ 公共機関又は行政機関から悪質な行為等により、入札参加停止措置や行政処分を受けている企業等
- キ 市税を滞納している事業者

(6) 規制業種を行う企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告

規制業種を行う企業が、規制業種に関連するもの以外の内容の広告を行う場合においては、要綱及び本要項に定められた規制の範囲内でその表示等を認めます。

4 使用料等

(1) 公園使用料

本市に納入していただく公園使用料（年額・1 平方メートルあたりの単価）は、広告枠の設置面積又は広告物の表示面積（広告物が広告枠内に含まれる場合は、広告枠の設置面積）を乗じた額とし、広告表示物件ごと（2 ヶ所表示の場合は各所）に個別に算定します。なお、価格提案は、都市公園ごとに様式 5 により行っていただきます。

最低使用料（年額） 8, 500 円／㎡（税込）

※広告枠の設置又は広告物の表示面積（広告物が広告枠内に含まれる場合は、広告枠の設置面積）が 1 ㎡未満であるとき、又は表示等面積に 1 ㎡未満の端数があるときは、1 ㎡として計算します。（大阪市公園条例施行規則（昭和 52 年 4 月 1 日規則第 51 条）第 21 条）

(例) ●●公園内の公園施設に、同じ広告枠 (2.2 ㎡) を 2 箇所設置し、それぞれの枠内に広告物 (1.8 ㎡) を表示、提案価格を 8,500 円／㎡・年とする場合

$$8,500 \text{ 円／㎡} \cdot \text{年} \times 3 \text{ ㎡ (2.2 ㎡の切り上げ)} \times 2 \text{ 箇所} = 51,000 \text{ 円}$$

公園使用料（年額） 51,000 円

※公園使用料は各年度に本市の発行する納入通知書により、本市が指定する期限までに

全額納付していただきます。

※原則として、既納の使用料は還付しません（大阪市公園条例第16条）。

※初年度の公園使用料については、許可月からの月割り計算とします。（大阪市公園条例施行規則第21条）

※公園使用料の金額は、大阪市公園条例の改正により変更となる場合があり、条例改正により提案単価が条例単価を下回った場合は条例単価が適用されます。

（2）電気料金の支払い

内照型の広告枠を設置した場合、当該広告枠で使用する電気料金については、広告事業者で負担していただきます。

なお、支払い方法及び支払期日等については、広告事業者において電力会社と契約を取り交わし、毎月分を納付していただきます。

（3）協力広告代理店が市に納付する広告料

大阪市広告事業協力代理店制度要綱第12条の規定により、協力広告代理店が市に納付する広告料は、市が規定する広告料の額から市が別に定める料率より算定した額を控除した額とする。

5 広告事業者が行う業務の範囲

（1）広告物等の維持管理

広告物の表示等にかかる消耗品の交換や、広告枠・広告面の清掃等、常に良好な状態で利用できるよう、日常的に維持管理をしていただきます。

（2）広告枠・掲載広告の点検

設置・表示中の広告枠及び広告物について、問題がないか日常的に点検していただきます。

なお、点検の結果、問題があった場合は、速やかに修理等の対応をしていただきます。

（3）広告の表示及び撤去

表示する広告物の内容については、「6（2）広告内容の本市審査」で承認を受けたのち、広告枠の設置を希望する場合はその内容と合わせて、公園事務所で許可を受け、広告事業者において公園施設へ添加していただきます。

なお、広告物の表示及び撤去作業については、公園事務所と調整のうえ実施してください。

（4）表示等にかかるトラブル対応

設置・表示した広告枠及び広告物の内容等についてトラブルが発生した場合は、広告事業者の責任において、全て対応していただきます。

（5）広告物の表示等を原因とする管理瑕疵事故等の対応及び治療費・慰謝料等示談に要する費用の支払い

広告物の表示等を原因として、管理瑕疵事故等が発生した場合には、広告事業者の責任において、示談交渉等の対応をしていただきます。

なお、その際の治療費及び慰謝料等の示談に要する費用は、全額広告事業者の負担となります。

また、訴訟になった際の対応及び費用についても同様となります。

(6) 事故発生の際の連絡

(5) で記載した事故及び不慮の事故等が発生した場合は、速やかに公園事務所に報告し、その後の公園事務所への連絡等についての指示に従ってください。

なお、連絡先及び連絡方法等については、選定された広告事業者に別途指示します。

(7) 広告物等の現状報告

損傷状態等、広告物等の現状把握を行う必要があるため、広告事業者には公園事務所の指示に従い、広告物等の損傷状況等について、現状を報告していただきます。

(8) 広告物等の撤去

表示していただいた広告枠及び広告物については、行為許可期間満了時までに撤去を行い、原状回復していただきます。

(9) その他

上記のほか、広告物の表示等にあたり公園事務所が必要であると認める内容等について協力いただきます。

※(1) から(9) にかかる費用については、全額広告事業者の負担となります。

6 広告の掲載内容及び審査基準

(1) 広告内容の自主審査

広告事業者は、公園施設に広告物を表示しようとするときは、あらかじめ別添の要綱及び本要項と別表を遵守しているか否かについて自主審査を行い、抵触している場合は、修正・削除していただきます。

(2) 広告内容の本市審査

広告事業者において、自主審査いただいた広告物の表示内容については、別添の要綱及び本要項に基づき、公園事務所において審査を行いますので、行為許可の申請前に公園事務所と事前協議のうえ、行為許可開始日の14日前(14日前が土曜、日曜、祝日等の場合は、その前日)までに許可申請書を提出してください。

別添の要綱及び本要項に抵触する可能性のある広告物の表示内容については、「大阪市建設局広告等審査委員会」により審議する場合があります。

なお、別添の要綱及び本要項に抵触すると判断した場合は修正・削除を求めますが、これに従わない場合は、提出いただいた広告物の表示は認めません。

万一、広告内容の審査を受けずに表示されているものを発見した場合は、即時に撤去を指示します。

(3) 広告内容等の変更

広告事業者は、広告の内容等を変更するときは、変更の14日前までに公園事務所に変更

の申請を行うこととし、許可を受け変更できることとします。

7 広告事業者として果たすべき責任

(1) 個人情報保護の取扱い

業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、大阪市個人情報保護条例及び大阪市情報公開条例の趣旨を踏まえ、適切な管理・対応を行っていただきます。

(2) 情報公開への対応等

広告事業者は、大阪市情報公開条例の趣旨を踏まえ、広告事業実施に関する情報の公開に努めなければなりません。

なお、表示前広告の審査に関わって作成され、本市に提出された文書等は、本市が保有する公文書として情報公開請求の対象となります。

また、広告事業に関わって作成されたものの、本市が保有していない文書等について、本市は、広告事業者に当該文書等を提出するよう求めることができ、広告事業者は、これに応じなければなりません。

(3) 法令等の遵守

都市公園内で広告事業を実施するにあたっては、法、条例、要綱をはじめ、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例、その他関係法令及び関係規程を遵守しなければなりません。

8 リスクへの対応

各段階における主なリスクについては、次表の負担区分を基本として、本市と広告事業者の間で対応するものとします。

リスクの種類	内 容	負担区分	
		市	事業者
法令の変更	事業者が行う広告事業及び維持管理業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
第三者賠償	広告物等の維持管理において第三者に損害を与えた場合		○
資金調達	必要な資金の確保		○
物価	契約後のインフレ、デフレ		○
金利	金利変動		○
不可抗力	自然災害等（地震・台風等）による広告物の表示の変更、中止、延期	協議事項	
事業の中止・延期	市の責任による遅延・中止	○	
	第三者の原因による遅延・中止		○
	事業者の責任による遅延・中止		○
	事業者の事業放棄・破綻		○
申請費用	各種申請費用の負担		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
維持管理費の膨張	広告物等の維持管理経費の膨張		○
市が所有する公園施設等の損傷 ※1	事業者による広告物の表示等ならびに維持管理上の瑕疵によるもの		○
表示の不履行	事業者による許可条件違反		○
損害賠償	事業者が所有する広告物等の不備などの瑕疵による事故		○
事業者が所有する広告物等の損傷 ※2	市が所有する公園施設の運用等を原因とするもの	○	
	不慮の事故によるもの（人為的要素含む）		○

※1 広告事業実施に伴う、市が所有する公園施設等にかかる損傷リスクの対応

- ・市が所有する公園施設等（注）が損傷した場合、表示した広告物（広告枠を含む）の維持管理上及び広告物表示作業において瑕疵があるときは、事業者の負担とします。

（注）市が所有する公園施設等とは、都市公園を構成する既設の公園施設（園路、広場、公園灯等）をいいます。

※2 広告・広告枠の損傷リスクについて

- ・市が所有する公園施設等を原因として、広告事業者が所有する広告物等が損傷し

た場合は、市の負担となります。

- ・この場合の市の負担する費用の範囲は、補修にかかる費用のみとし、広告事業者は、事前に市に補修内容及び見積書を提示し、市の同意を得たうえで、補修を行っていただきます。なお、市の同意なく広告事業者が補修を行った場合、市は費用を負担しません。
- ・不慮の事故（人為的要素含む）により、広告事業者が所有する広告物等が損傷した場合は、広告事業者の負担となります。
- ・広告事業者が所有する広告物等の修理及び更新は、広告事業者が行うものとします。

9 応募資格等

(1) 応募資格

次の各号に定める内容を全て満たす事業者、または複数の法人によって構成される連合体（以降「連合体」という。）が申請することができます。

- ① 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- ② 大阪市税の滞納がないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 に規定する欠格事項に該当していないこと。
- ④ 大阪市指名停止措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- ⑤ 大阪市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められるものではないもの。
- ⑥ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉をおびやかすおそれのある団体に属するものでないこと。

※大阪市暴力団排除条例第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

※大阪市暴力団排除条例施行規則第3条

条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

(2) 欠格事項

次の各号のいずれかに該当する場合(法人は、役員に次の各号に該当する者がいる法人)は、本件の事業者になることができません。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わりまたは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(3) 連合体での申請の際の留意点

連合体として申請される際の留意点は次のとおりとなりますのでご注意ください。

- ① 複数の法人によって構成する連合体で応募する場合は、応募及び事業に必要な諸手続き等を一貫して担当する代表者となる法人をあらかじめ決定してください。
- ② 代表となる法人及び連合体を構成する法人の変更は原則認めません。
- ③ 複数の連合体での重複した応募はできません。
- ④ 連合体の構成員になっている場合、単独法人での申請はできません。
- ⑤ 「9(1) 応募資格」「9(2) 欠格事項」については、連合体の構成員となっている法人の全てに適用することから、連合体の一法人に資格がない、または欠格事項に該当する場合は、その連合体に申請資格はありません。

10 事前確認書の提出及び回答

希望する都市公園及び公園施設への広告枠の設置及び広告物の表示の可否(位置・広告枠設置方法・大きさなど)については、必ず事前確認書(様式4)を提出し、確認してください。

(1) 事前確認書への記載内容

- ① 広告枠の設置及び広告物の表示を希望する都市公園の名称
(また、別紙「都市公園一覧表」に記載の番号(行政区番号-公園番号)も明記してください)
例: 日本橋公園(10-1)
- ② 広告枠の設置及び広告物の表示を希望する都市公園内の公園施設の名称等
(希望する施設の位置図(公園内での配置図、住宅地図等)を必ず提出してください)
- ③ 広告枠の設置方法(希望する設置方法、設置対象物への負荷(強度計算・資料添付)など)
- ④ 公園施設表示等の範囲(広告枠・広告物の大きさ及び設置イメージ(表示等(広告物の表示内容は必要ありません)の全体像がわかる図面を必ず提出してください))

※図面類は、事前確認書に必ず添付のうえ提出してください。

(2) 事前確認書の提出方法

本市指定様式（様式4）により持参または送付してください。

※持参の場合は平日の午前9時30分から午後5時（正午から午後1時除く）の間でお願いします。

※FAX または電子メールでの送信の場合は、送信後、下記へ電話連絡し、到着の有無を必ず確認してください。

※電子メールで送信いただく場合は、件名を「広告事業（〇〇公園）」としてください。

大阪市建設局公園緑化部調整課

電話06-6615-6759 ファックス06-6615-6070

メールアドレス koubo-kouen@city.osaka.lg.jp

(3) 回答方法等

事前確認書に対する可否の回答については各事業者あて回答します。

※受付順にて回答させていただきます。

※同日同時刻、同内容にて受付があった場合は、価格設定の高い順に回答いたします。価格も同じだった場合は、くじにて回答の順番を決定させていただきます。

※事前確認の回答は、広告物の表示等を許可するものではありません。広告物の表示等を行うには、別途、許可申請（「11 許可申請関係」参照）の許可が必要となります。

11 許可申請関係

事業者と市は、行為許可に向けて協議を行います。細部について協議を行ったうえで、「必要書類」を公園事務所に提出していただきます。

(1) 申請方法

随時受付

※あらかじめ電話連絡のうえ、平日の午前9時30分から午後5時（正午から午後1時除く）に11（3）の必要書類を持参してください。

※申請する前に必ず事前確認書にかかる手続き（「10 事前確認書の提出及び回答」参照）を行ってください。

(2) 申請書類受付場所

希望する都市公園がある行政区を所管する公園事務所

(3) 必要書類

① 行為・占用許可申請書

※使用計画図など許可申請書類として必要なものは、別途公園事務所と協議してください。

② 広告事業者申込書 [単 独] (様式1-1)

③ 広告事業者申込書 [連合体] (様式1-1) ※

④ 応募資格等に関する誓約書 (様式2)

⑤ 事業概要 (会社概要等。様式自由)

- ⑥ 事前確認書（様式4）※本市確認済みのもの
- ⑦ 印鑑証明書[原本]
- ⑧ 現在事項証明書の写し（発効後3か月以内のものに限ります。）
- ⑨ 市税（法人等の市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税証明書の写し（前年度分）

※連合体で申込み場合は、上記④⑤⑦⑧⑨の書類は、それぞれの法人等に関するものを提出してください。

（4）その他

- ① 申請書類は、大阪市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- ② 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ③ 申請等に係る費用は事業者の負担とします。
- ④ 申請書類を提出後に辞退する場合は、すみやかに（様式3）「辞退届」を申請書類受付場所まで持参により提出してください。

12 広告枠設置工事及び工事期間

（1）施工にあたっての届出等

広告枠の設置工事を行う際には、所管公園事務所（以下「公園事務所」という。）に設置計画書及び施工図書等施工内容のわかる書類一式（様式問わず）を提出し、行為許可を受けるとともに、施工の際は公園事務所の指示に従ってください。また、工事は行為許可期間内で行ってください。

（2）施工後の確認

広告枠設置工事完了後、行為許可時に提出いただく広告枠設置計画書及び施工図書等（様式自由）と照合のうえ確認を行いますので、施工完了後速やかに公園事務所に連絡してください。

確認の際、設置いただいた広告枠が、公園事務所の指示なく広告枠の設置計画書及び施工図書等に記載の仕様と異なっていた場合や、施工上問題のある場合については補修を求める場合があります。

なお、工事施工に伴い広告表示開始時期に遅れが生じた場合の損害は広告事業者が負担するものとし、市は一切の賠償は行いません。

13 公表

広告事業者として決定（許可）したときは、その者の事業者名及び応募価格をホームページに公表します。

14 その他

- (1) 都市公園には、今回表示いただく広告以外に、市の施策で案内サイン及び掲示板等の設置が行われる場合がありますが、提案金額の変更は行いません。また、損害賠償等は一切行いません。
- (2) 広告枠の設置及び広告物の表示にかかる一切の作業及び経費は全て広告事業者の負担とします。

15 担 当

大阪市建設局公園緑化部調整課（企画運営担当）

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

ATCビルITM棟4階

電話 06-6615-6759 ファックス 06-6615-6070

建設局ホームページ <http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/index.html>

別表 6 (1) 関係

1 人材募集広告

人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは認めない。

人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

2 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例：一か月で確実にマスターできる 等

3 学習塾・予備校等（専門学校を含む。）

合格率など実績を載せる場合は、実績年もあわせて表示する。

4 外国大学の日本校

下記の主旨を明確に表示すること。

「この大学は、日本の学校教育法に定める大学ではありません。」

5 資格講座

(1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。

「この資格は国家資格ではありません。」

(2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。

「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

(3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。

(4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

6 病院、診療所、助産所

(1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条の 5 又は第 6 条の 7 の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

(2) 厚生労働省が定める「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針」（医療広告ガイドライン）、「医療広告ガイドラインに関する Q&A」の内容に従うこと。

(3) 広告を掲載する事業者は、上記(1)(2)を順守のうえ、大阪市保健所に広告内容が法令等関係規定を遵守していることの確認をとること。

7 施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）

(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 7 条又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 24 条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。

- (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。
 - (3) 法定の施術所以外の医業類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。
 - (4) 広告を掲載する事業者は、上記(1)～(3)を遵守のうえ、大阪市保健所に広告内容が法令等関係規定を遵守していることの確認をとること。
- 8 薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器（健康器具、コンタクトレンズ等）
- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 66 条から第 68 条の規定及び厚生労働省の医薬品等適正広告基準の規定並びに各法令所管省庁の通知等に定められた規定に反しないこと。
 - (2) 医療機器については、厚生労働省の承認番号を記載すること。
 - (3) 広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容について確認すること。
- 9 食品
- (1) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 31 条、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 20 条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 68 条並びに各法令の所管行政庁の通知等に定められた規定に反しないこと。
 - (2) 広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の食品担当課及び薬務担当課で広告内容について確認すること。
- 10 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等
- (1) サービス全般（老人保健施設を除く）
 - ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。
 - イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
 - ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。
 - 例：大阪市事業受託事業者 等
 - (2) 有料老人ホーム
 - (1)に規定するもののほか、
 - ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。
 - イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。
 - ウ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成 16 年度公正取引委員会告示第 3 号）」に抵触しないこと。
 - (3) 有料老人ホーム等の紹介業
 - ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
 - イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。

(4) 介護老人保健施設

介護保険法（平成9年法律第123号）第98条の規定により広告できる事項以外は広告できない。

11 墓地等

都道府県知事又は市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。

12 不動産事業

- (1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。
- (2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。
- (3) 不動産公正取引協議連合会「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。
- (4) 契約を急がせる表示は掲載しない。

例：早い者勝ち、残り戸数あとわずか 等

13 弁護士・税理士・公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

14 旅行業

- (1) 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。
- (2) 不当表示に注意する。

例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真 等

15 雑誌・週刊誌等

- (1) 適正な品位を保った広告であること。
- (2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護などの点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。
- (3) 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。
- (4) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。
- (5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。
- (6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
- (7) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。
- (8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。

16 映画・興業等

- (1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは、掲載しない。
- (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
- (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。

(4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。

(5) ショッキングなデザインは使用しない。

(6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。

(7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

17 古物商・リサイクルショップ等

一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。

例：回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄など

18 結婚相談所・交際紹介業

(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等を原則とする。

(2) 公的機関に認められた個人情報の保護体制を整えていること（財団法人日本情報処理開発協会のプライバシーマークを取得している等）。

19 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織

(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。

20 募金等

(1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。

(2) 下記の主旨を明確に表示すること。

「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」

21 質屋・チケット等再販売業

(1) 個々の相場、金額等の表示はしない。

例：〇〇〇のバッグ 50,000 円、航空券 〇〇～〇〇 15,000 円等

(2) 有利さを誤認させるような表示はしない。

22 トランクルーム及び貸し収納業者

(1) 「トランクルーム」と表示するには、倉庫業法（昭和 31 年法律 121 号）第 25 条の規定により認定を受けた優良トランクルームであることが必要。また、認定を受けている旨を表示すること。

(2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。

「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく"トランクルーム"ではありません。」等

23 ダイヤルサービス

各種ダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。

24 通信販売業

(1) 特定商取引法第 11 条及び第 12 条の規定に反しないこと。

(2) 「通信販売協会」に加盟している者等とは、通信販売協会に加盟する者のほか、協会には

加盟していないが、主たる業態が常設店舗で販売を行う事業者で、本市が妥当と判断するもの。

25 その他、表示について注意を要すること

(1) 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例：「メーカー希望小売価格の 30%引き」等

(2) 比較広告（根拠となる資料が必要）

主張する内容が客観的に実証されていること。

(3) 無料で参加・体験できるもの

費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。

例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

(4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHS のみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

(5) 肖像権・著作権

無断使用がないか確認をする。

(6) 宝石の販売

虚偽の表現に注意（消費者庁に確認の必要あり。）

例：「メーカー希望価格の 50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない）等

(7) 個人輸入代行業等の個人営業広告

(8) アルコール飲料

ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること

例：「お酒は 20 歳を過ぎてから」等

イ 飲酒を誘発するような表現の禁止

例：お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿等